

# 第19回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年4月10日（金）13時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 東京都医師会会長発言
- 6 本部長指示
- 7 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況 (厚生労働省発表 4月9日12時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	430,376	14,768
ス ペ イ ン	146,690	14,555
イ タ リ ア	139,422	17,699
ド イ ツ	113,296	2,349
フ ラ ン ス	82,048	10,869
中 国	81,685	3,335
イ ラ ン	64,586	3,993
英 国	60,773	7,097
ス イ ス	22,711	704
ベ ル ギ ー	23,403	2,240
そ の 他	313,477	10,039
合 計	1,478,467	87,648

※ 200の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況 (厚生労働省発表 4月9日12時時点)

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	1,347	18
大 阪 府	525	6
神 奈 川 県	327	6
千 葉 県	317	1
愛 知 県	278	21
埼 玉 県	242	4
兵 庫 県	216	12
北 海 道	208	9
福 岡 県	161	0
京 都 府	149	0
そ の 他	897	8
合 計	4,667	85

※チャーター便帰国者15名、空港検86名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 1,519名 (4月9日20時30分時点) 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名 (中国在住)
- ・ 都内在住者 1,516名 (うち死亡者36名)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
東京都における緊急事態措置等（案）

---

令和2年4月10日



## 2. 対象施設一覧

### 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

## 2. 対象施設一覧

### 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類の	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

## 2. 対象施設一覧

### 施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種別	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

### 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種別	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需品販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需品売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理  
 ※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</li> <li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> <li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・店舗・事務所内の定期的な消毒</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> <li>・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> <li>・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>



# 新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者向けの主な対策メニュー

## 経営支援

- ✓ 現金給付 国：持続化給付金 [200万円、100万円]
- ✓ 資金貸付 国：日本政策金融公庫や民間金融機関の緊急融資  
都：新型コロナウイルス感染症に対応した  
制度融資の拡充を検討
- ✓ 徴収猶予等 国：国税の納税猶予、法人税の軽減  
都：上下水道料金の支払猶予等

## 感染拡大防止

- ✓ 都の休業等の要請や協力依頼に対して、  
全面的に協力頂ける事業者への協力を創設  
都：感染拡大防止協力金

# 感染拡大防止協力金の創設

## 概要

都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力頂ける事業者への協力金

## 対象

都内に事業所がある中小の事業者のうち、都の要請や協力依頼を受け、全面的に協力頂ける事業者

## 支給額

50万円

(2店舗以上有する事業者 100万円)

# 緊急事態措置相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

**名 称：東京都緊急事態措置相談センター**

**設 置 日：令和2年4月7日（火）**

**開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）**

**電話番号：03-5388-0567** ※HP上にFAQも掲載

（おかけ間違いにご注意ください。）

※新型コロナウイルス感染症の予防・検査・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、以下の番号で受け付けます。

**0570-550-571（新型コロナウイルスセンター）**

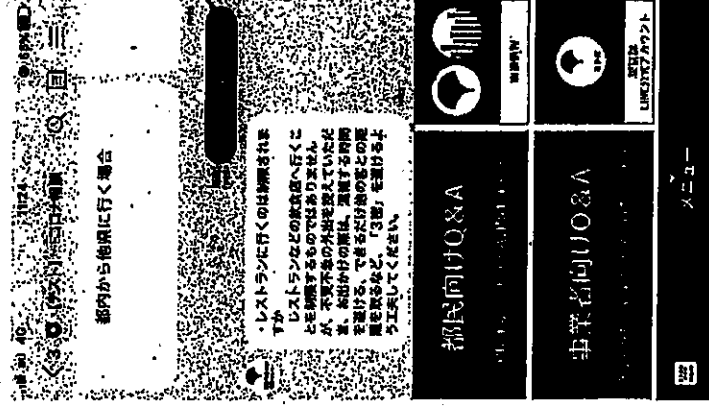
# 緊急事態措置情報提供サービス

○LINEを活用した情報提供サービス  
(24時間いつでも利用可能)

○緊急事態措置に関して相談内容に応じた各々の状況にあった回答を案内

○電話相談とともに、気軽に疑問・不安なことを  
確認できるよう支援

○今後、相談・回答内容を順次拡充



皆様自身と大切な人を  
守るためにできる5つのこと

人と人との接触機会を8割減らすために

① 外出はしないこと

<外出せざるを得ない場合>

② 3つの「密」を避けること（密閉・密集・密接）

③ 人と人との間隔を2メートル確保すること

④ 手洗い・咳エチケットなど感染予防をすること

⑤ 食料品や医薬品などの買い占めをしないこと

この難局を乗り切るため九都県市の皆様に強く要請します

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置実施に伴う契約関連の取組

○ 取組期間：緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月8日～5月6日）

### 契約手続きの継続・中断等

- (1) 契約事務手続き中の案件への対応
  - ・ 原則、手続きを継続
  - ・ 事業所の閉鎖等、入札に参加できない事業者が  
いる案件は、手続きを中断
- (2) 今後、契約事務手続きを開始する案件への対応
  - ・ 期間中は公告等を見合わせ  
（コロナ対策、ライフラインに関わる案件等は除く）